

【別添】

まん延防止等重点措置実施区域指定期間中 (令和3年8月2日～8月31日)の教育活動等について

1 学校園の教育活動について

- 「学校園に持ち込まない、学校園内に広げない」を基本に、県内では、十分な感染防止対策を実施したうえで行う。
- 県外での活動は、原則行わない。

ただし、既に計画済の活動(修学旅行を含む)を実施する際には、改めて、緊急事態措置実施区域、まん延防止等重点措置実施区域(都道府県)の知事が指定する区域及び都道府県等が独自の行動制限を伴う措置を実施している区域でないこと、受入先の意向、参加人数、移動方法など実施可能であることを十分に確認すること。

2 部活動について

- 十分な感染防止対策を実施したうえで、部活動を行う。なお、宿泊は、感染防止対策が確認される宿泊施設に限定する(学校は不可)。
- 県外での活動(全国大会・近畿大会に出場する場合を除く。)は、原則行わない。

ただし、既に計画済の活動を実施する際には、改めて緊急事態措置実施区域、まん延防止等重点措置実施区域(都道府県)の知事が指定する区域及び都道府県等が独自の行動制限を伴う措置を実施している区域でないこと、受入先の意向、参加人数、移動方法など実施可能であることを十分に確認すること。

※中体連等の大会に参加する際は、主催者の行う感染防止対策(事前の健康管理や、試合時以外のマスク着用の徹底、観戦場所の密を避けるなど)を確認し、その徹底を図り、熱中症対策に万全を期すること。